

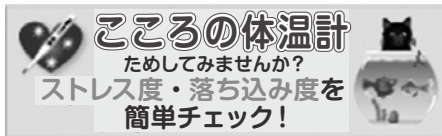
こころの体温計

「いじめのサイン」を追加

～いち早くいじめの兆候に気づきましょう～

本人がチェックするだけでなく、「保護者メニュー」から身近にいる家族も利用できます。

▶市HPにあるバナーからアクセス



問合先 | 健康推進課 ☎35-3160

2月 こころの健康相談

予約が必要です。
(相談は無料で、秘密は厳守します)

内 容	相談日	場 所	時 間	予約・問合先
精神科医師による相談	2月3日(水)	地域活動支援センター やまびこ	13:30～15:30	飛騨保健所 ☎33-1111 (内311)
	2月17日(水)	市保健センター		
精神保健福祉士による相談	2月23日(火)	市保健センター	13:30～15:00	健康推進課 ☎35-3160(※)

※2月19日(金)までにご予約ください。

精神保健福祉士の相談では、こころの健康を目的とした、家庭や職場、学校での人間関係の悩みも伺います。話すだけでも気持ちは軽くなります。「病院に行くのは気がひける」「話を聴いてほしい」という方、また家族の方による相談、電話による相談も可能です。遠慮せずご相談ください。

一般不妊治療(人工授精) 費の助成金申請はお早めに！

平成27年度(平成28年2月分まで)の一般不妊治療(人工授精)費の助成申請期限は3月31日(休)です。

▶対象となる治療

不妊治療のうち、医療保険給付の対象とならない一般不妊治療(人工授精)。

▶対象となる方

次の全ての条件を満たす方です。

- ①治療開始時点で夫婦の方
- ②治療期間および申請日のいずれにおいても夫または妻のいずれか一方、または両方が市内に住所を有している方
- ③市税などの滞納がない方
- ④夫婦の前年の所得合計額が730万円未満の方

▶助成額 単年度につき10万円を上限に助成

▶助成期間

一般不妊治療(人工授精)に係る事前検査などを開始した診療日の属する月から継続する2年間(平成27年度中に行った治療の申請は3月31日)。

申請の流れ

- 平成27年4月以降に行った治療が終了した時点で早めに下記の書類を添えて申請してください。ただし、平成28年3月以降も治療を継続される方は、平成28年2月までの治療分を翌月までに申請してください。
- ご自宅に承認決定通知書が届きます。
- 指定された金融機関に助成金が振り込まれます。

申請に必要な書類

- ①一般不妊治療(人工授精) 助成事業申請書
- ②一般不妊治療(人工授精) 助成事業受診等証明書
- ③治療に係る領収書などの原本
- ④ご夫婦の婚姻日が確認できる書類(戸籍謄本)
- ⑤夫と妻の所得額および課税額を証明する書類(市・県民税、所得・課税証明書)
- ⑥住所地を証明する書類(住民票、運転免許証など)

お気軽にご相談ください

問合先 | 健康推進課 ☎35-3160

健康の教室と相談

相談名	対象となる方	期日	受付時間	持ち物	場所
母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付を受けていない妊婦	8・23	13:15～13:30	妊娠証明書(妊娠届出書)・ 個人番号確認書類※	市保健センター (☎35-3160)
妊婦教室(第1回)	出産予定が28年 7月の妊婦	2	13:15～13:30	母子健康手帳・ おかあさんと赤ちゃんのファイル・ 必要な方は水分補給のための飲み物	
妊婦教室(第2回)	出産予定が28年 6月の妊婦	1	13:15～13:30		
妊婦教室(第3回)	出産予定が28年 5月の妊婦	15	13:15～13:30		
妊婦教室(第4回)	出産予定が28年 4月の妊婦と夫	23	9:15～9:30		
4カ月児健診	27年 9月21日～ 9月30生まれ	9	13:00～13:45	母子健康手帳・問診票(お子さんの成長の記録)・バスタオル・おかあさんと赤ちゃんのファイル	
	27年10月 1日～10月10生まれ	16			
	27年10月11日～10月20生まれ	25			
1歳6カ月児健診	26年 7月 1日～ 7月15生まれ	4	12:30～13:30	母子健康手帳・ 問診票(お子さんの成長の記録)	
	26年 7月16日～ 7月31生まれ	17			
2歳児相談	26年 1月 1日～ 1月10生まれ	5	9:15～9:45	母子健康手帳・問診票・子ども用フォーク・ お手ふき・お茶・歯ブラシ・コップ	
	26年 1月11日～ 1月20生まれ	19			
	26年 1月21日～ 1月31生まれ	26			
3歳児健診	25年 1月 1日～ 1月15生まれ	5	12:30～13:30	母子健康手帳・ 問診票(お子さんの成長の記録)	
	25年 1月16日～ 1月31生まれ	18			
市民健康相談	育児や食生活、生活習慣病などについての悩みや相談ごとのある方	毎週月～金 (祝日を除く)	9:00～12:00	乳幼児の相談の方は母子健康手帳	市保健センター
		毎週木曜日 (祝日を除く)	9:00～12:00		各支所

※①から③のいずれかの書類

① 個人番号カード ② 通知カード + 顔写真付き本人確認書類(運転免許証など) ③ 通知カード + 顔写真のない公的書類(健康保険証、年金手帳など)を2つ以上

2016.2.1